

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上新郷埼玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市上新郷字上悪土一九二二番三地</p>	<p>羽生市大字上新郷字上宿五五五九番七地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇</p> <p>一四・九〇</p>	<p>七・二九〇</p> <p>一一・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五四六・五二</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>